

2002.04.12 制定	2009.06.04 改訂	2015.07.17改訂
2003.08.04 制定	2010.02.02 改訂	2016.11.04改訂
2003.11.12 改訂	2010.07.30 改訂	2017.07.24改訂
2004.06.25 改訂	2011.02.07 改訂	2018.07.09改訂
2005.01.28 改訂	2011.10.25 改訂	2020.11.25改訂
2006.09.01 改訂	2012.06.05 改訂	
2007.06.25 改訂	2012.11.02 改訂	
2007.11.06 改訂	2013.11.13 改定	

FIT 学術賞選奨規程

(総則)

第1条 FIT 学術賞の種類は、つぎのとおりとする。

- イ. 船井業績賞 (英語名称: FUNAI Achievement Award ****)
- ロ. 船井ベストペーパー賞 (英語名称: FUNAI Best Paper Award ****)
- ハ. FIT 論文賞 (英語名称: FIT Best Paper Award ****)
- ニ. FIT ヤングリサーチャー賞 (英語名称: FIT Young Researcher's Award ****)
- ホ. FIT 奨励賞 (英語名称: FIT Encouragement Award ****)

第2条 前条のイ. の選定は FIT 運営委員会のもとに船井業績賞選定委員会を設ける。

ロ. ～ニ. の各選奨の候補を調査選定するため、FIT 運営委員会のもとに FIT 学術賞選定委員会を設ける。

ホ. の選定は当該一般セッションの座長に一任する。

第3条 船井業績賞選定委員会の構成は、次の通りとする。

委員長は、FIT 運営委員長、副委員長は FIT 運営委員会副委員長、委員は当該 FIT 実行委員長、プログラム委員長とする。

第4条 FIT 学術賞選定委員会の委員構成は、次の通りとする。

FIT 学術賞選定委員会の委員長は FIT プログラム委員長、副委員長は FIT 実行委員長が兼務する。

また、委員は、FIT プログラム委員会の構成委員が兼務する。幹事は互選による。

第5条 前条のイ. の選定結果は、第3条の委員会委員長より、FIT 運営委員会に報告し承認を得る。

ロ. ～ニ. の各選奨の受領者は、第4条の委員会委員長の報告に基づき、FIT 運営委員会の議決により決定する。

ホ. の選定結果は、当該 FIT 実行委員長ならびにプログラム委員長より、FIT 運営委員会に報告する。

第6条 各選奨の賞状等は、船井業績賞については当該年度の FIT において、また船井ベストペーパー賞、FIT 論文賞、FIT ヤングリサーチャー賞については当該年度の次年度の FIT において贈呈する。

FIT 奨励賞は、当該 FIT 開催後に受賞者へ発送する。

第7条 前条の贈呈を行った際は、受賞者の氏名、業績の内容等を FIT ホームページにすみやかに発表する。

(船井業績賞)

第8条 船井業績賞は情報技術分野に関する学術または関連事業に対し特別の功労があり、(1)世界的に顕著な業績があり、(2)第一線で活躍しており、(3)学生・若手研究者に強いインパクトを与えており、さらに、(4)FITにおける受賞記念講演によって情報科学技術分野の研究・開発に携わることに対する大きなインセンティブを聴衆に与え得る者1名に贈呈する。ただし、船井業績賞を過去に受けたことのない者に限定する。

第9条 船井業績賞は、賞状、賞金及び副賞とする。

(船井ベストペーパー賞)

第10条 船井ベストペーパー賞は選奨セッションにおいて発表された論文のうち、特に優秀なもの3編を上限として選び、その著者に贈呈する。ただし、FIT申込み時、及びFIT終了時において論文の講演者が情報処理学会または電子情報通信学会の会員(申込時は入会申請中含む)であること条件とする。

第11条 船井ベストペーパー賞は、賞状、賞金及び副賞とする。

(FIT論文賞)

第12条 FIT論文賞は、選奨セッションにおいて発表された論文のうち、優秀なもの7編程度を選び、その著者に贈呈する。ただし、FIT申込み時、及びFIT終了時において論文の講演者が情報処理学会または電子情報通信学会の会員(申込時は入会申請中含む)であることを条件とし、船井ベストペーパー賞を受賞した論文は受賞できない。

第13条 FIT論文賞は、賞状及び賞金とする

(FITヤングリサーチャー賞)

第14条 FITヤングリサーチャー賞は、情報学に関する学問、技術の奨励のため、有為と認められる新進の科学者または技術者に贈呈する。

第15条 FITヤングリサーチャー賞を受ける者は、FITにおいて優秀な論文を発表した者で、つぎの各号の全てに該当する者から選定する。

- イ. FIT申込み時、及びFIT終了時において情報処理学会または電子情報通信学会の会員(申込時は入会申請中含む)であること。
- ロ. 当該大会の開催年の12月31日において33歳未満の者であること。
ただし、12月31日が33歳の誕生日の者は対象とする。
- ハ. FIT参加申込の際、選奨セッションまたは一般セッションの講演者として登録かつ講演を行った者であること。
- ニ. 過去にFITヤングリサーチャー賞を受けたことのない者であること。

第16条 FITヤングリサーチャー賞は、FITの全発表論文件数の1.5%を上限として選定する。

第17条 FITヤングリサーチャー賞は、賞状及び賞金とする。

(FIT 奨励賞)

第 18 条 FIT 奨励賞は、各一般セッションで講演された講演者の中から、当該セッションの座長裁量により、その場で受賞者 1 名（該当なしも可）を決定する。

第 19 条 FIT 奨励賞を受ける者は、つぎの各号の全てに該当する者から選定する。

- イ. 当該 FIT の一般セッションへ講演者として登録しかつ当該セッションで講演を行ったもの。
- ロ. 当該 FIT へ講演者として登録する際に、情報処理学会または電子情報通信学会の会員（入会申請中含む）であり、FIT 終了時においても会員であること。
- ハ. 当該 FIT のヤングリサーチャー賞は、FIT 開催後に決まるため、本賞との重複は妨げない

(選定)

第 20 条 各選奨の候補の選定は、別に定める「受賞候補選定手続き」により行う。

(賞金の額)

第 21 条 各賞における賞金の額は別途定める。

(補則)

第 22 条 この規程及び選定手続きを変更する場合は、FIT 運営委員会の議決を経ることを要する。

付則 この規程は FIT2017 から実施する。

受賞候補選定手続き

選奨規程第 20 条にいう FIT 選奨候補の選定は、この手続きに従って行う。

(船井業績賞選定手続き)

第 1 項. FIT 運営委員会において、船井業績賞候補者を選定する。

第 2 項. FIT 運営委員会は、本委員会を含め、両学会のフェローおよび研究会主査・委員長に推薦を求める。候補者（国籍は問わない）の推薦基準は以下のとおりとする。

- (1)世界的に顕著な業績がある方
- (2)第一線で活躍している方
- (3)学生・若手研究者に強いインパクトを与えられる方
- (4)FIT における受賞記念講演によって情報科学技術分野の研究・開発に携わることに對する大きなインセンティブを聴衆に与え得る方

第 3 項. 船井業績賞選定委員会は、推薦結果をもとに協議のうえ当該 FIT 開催前年の 10 月末までに受賞候補者を確定し、FIT 運営委員会へ報告し承認を得た後、FIT 運営委員会より船井業績賞候補者の氏名、業績を記した調書を作成して、船井情報科学技術振興財団へ報告、承認を得る。

第4項. 船井情報科学技術振興財団から承認を得た後、FIT 運営委員会より受賞候補者へ受諾交渉をすすめる。

(船井ベストペーパー賞および FIT 論文賞選定手続き)

第5項. 講演申込み時に船井ベストペーパー賞を希望した論文を対象に、プログラム編成会議にて選奨セッションを設ける。

第6項. 選奨セッションを FIT 開催1日目に設け、座長裁量で選奨論文候補を決定する(1次審査)。この際、プレゼンテーションの良し悪しではなく、あくまでも論文の内容で判断する。

第7項. 審査結果はセッション終了後速やかに集計を行い、当日の夕方までに FIT 会場に掲示する。

第8項. 1次審査を通過した選奨論文候補は、FIT 開催後に審査委員が審査し、審査結果をもとに賞選定委員会において船井ベストペーパー賞および FIT 論文賞を確定する。

- 1) プログラム委員(研究会各分野の責任者)が、1論文につき2名の審査委員を選出し、事務局より審査を依頼する。
- 2) 審査委員は、各論文を5点満点で評価するとともに、その評価の理由等についてコメントを書く。
- 3) 投票締切後に上記の評価点とコメントを事務局が集計し、結果を委員長に提出する。
- 4) 賞選定委員会を開催し、投票の集計結果を基に上位3件を船井ベストペーパー賞、その他7編程度を FIT 論文賞として確定する。

第9項. 審査結果は11月までに通知する。

第10項. 委員長は、船井ベストペーパー賞および FIT 論文賞の、著者、論文題目を記した一覧を作成し、FIT 運営委員会に報告する。

(FIT ヤングリサーチャー賞選定手続き)

第11項. FIT の当日に、各座長に FIT ヤングリサーチャー賞受賞候補者推薦用紙に推薦理由を付した記名推薦を依頼する。座長より FIT ヤングリサーチャー賞受賞候補者の推薦連絡がなかった場合は、座長が選出した選奨セッション一次通過者と FIT 奨励賞受賞者を候補とする。また、聴講者にも所定の推薦用紙を用いて記名推薦による FIT ヤングリサーチャー賞受賞候補者の推薦理由を記した現地投票を求める。

第12項. 委員長は、上記第11項による推薦が集まった時点でこれを集計し、一覧表を作成して委員および委員と重複しない FIT 担当委員、研究会委員長、副委員長、幹事に配布し、FIT ヤングリサーチャー賞受賞候補者5名以内の、記名による第1次の投票を求める。

第13項. 委員長は、前項の投票結果に基づき、得票順に適宜の数を選び第2次の候補一覧表を作成し第2次投票を行うかを検討する。委員長が、第2次投票が必要と判断した場合には、この一覧表を委員および委員と重複しない研究会委員長、副委員長、幹事に配布し、このうちから FIT ヤングリサーチャー賞受賞候補者4名以内を選出する無記名の第2次投票を求める。

第14項. 委員長は、前項の投票結果を参考とし、FIT ヤングリサーチャー賞受賞候補者を当該年の発表論文件数の1.5%を上限として選定し、委員会の承認を経て受賞候補

として決定する。

第 15 項. 委員長は、FIT ヤングリサーチャー賞候補者氏名、所属および講演題目を記した調書を作成し、FIT 運営委員会に報告する。

(FIT 奨励賞選定手続き)

第 16 項. FIT の当日、各一般セッション開始冒頭に「FIT 奨励賞」がある旨と、セッションの最後に受賞者の発表がある旨を当該セッションの座長より講演者、会場参加者へ伝える。その場での受賞者への贈呈物はなし。後日事務局より受賞者へ賞状を発送する。

第 17 項. 各一般セッションの座長裁量により受賞者 1 名（該当なし可）を決定し、セッションの最後に受賞理由と受賞者を伝える。なお、該当なしの場合には、その理由を伝える。結果は、座長より FIT 奨励賞受賞者記入用紙に記入してもらい事務局が回収する。

第 18 項. FIT 終了後、当該 FIT 実行委員長、プログラム委員長名で FIT 運営委員会に報告する。

FIT 選奨における賞金の規定

選奨規程第 21 条にいう各賞の賞金の額を定める。

第 1 条 船井業績賞の賞金の額は 1,000,000 円とする。

第 2 条 船井ベストペーパー賞の賞金の額は 200,000 円とする。

第 3 条 FIT 論文賞の賞金の額は 50,000 円とする。

第 4 条 FIT ヤングリサーチャー賞の賞金の額は 30,000 円とする。

第 5 条 FIT 奨励賞の賞金はなしとする。